平成２９年（フ）第１７７号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目22番26号　リベールエスト南塚口102、前住所兵庫県尼崎市西昆陽２丁目37番28―109号
破産者　大路　　敦
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９０号
福岡県久留米市小頭町２番地12　パークハウス小頭603号、前住所福岡県久留米市東櫛原町305番地２　フェスティオ久留米パークアベニュー106号
破産者　福崎　　了
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１号
福岡県久留米市三潴町西牟田5325番地14
破産者　中林久美子
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４号
熊本市北区八景水谷２丁目13番12号、前住所鹿児島県霧島市隼人町姫城645番地４
破産者　岩井　隼人
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８０号
熊本県天草市牛深町2039―56　しろはとアパート103号、住民票上の住所熊本県天草市牛深町1550番地82
破産者　中村支州子
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４号
熊本県阿蘇市乙姫311番地（乙姫団地10号）
破産者　家入　正博
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第６号
熊本県阿蘇市黒川1522番地６、前住所熊本県阿蘇市黒川974番地14
破産者　佐藤　るみ
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第４５８号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目35番24号
破産者　浦田　和昭
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
沖縄県浦添市伊祖１丁目15番22―203号　さくらハイム
破産者　内外ハウジング産業こと　新城　和廣
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２５３号
静岡県沼津市大岡857番地の12　ロイヤルプラザ大岡205
破産者　藤井　康成
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
静岡県沼津市高尾台12番地の２、前住所静岡県沼津市若葉町17番31号
破産者　中島　繁行
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
静岡県沼津市高尾台12番地の２、前住所静岡県沼津市若葉町17番31号
破産者　中島　一仁
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
静岡県沼津市高尾台12番地の２、前住所静岡県沼津市若葉町17番31号
破産者　中島　波子
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
滋賀県守山市吉身１丁目11番32―204号
破産者　石田扶美江
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８４号
滋賀県高島市安曇川町田中503番地　マンション太田町104号、前住所滋賀県高島市安曇川町中央４丁目７番地24
破産者　濱野　敏行
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９１号
兵庫県尼崎市武庫川町１丁目27番地の１　シティハイツ武庫川305号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市大庄西町２丁目22番30―305号
破産者　折野　　務
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９２号
兵庫県尼崎市武庫川町１丁目27番地の１　シティハイツ武庫川305号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市大庄西町２丁目22番30―305号
破産者　折野　好江
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係